

박변호사님께

f: 522-9994

- 정대형

F A X 送 信

TO: KOREAN COUNCIL FOR THE
WOMAN DRAFTED FOR MILITARY
SEXUAL SLAVERY BY JAPAN

YUN, CHUNG-OK

CHI, EUN-HEE

FROM: SUZUKI HIROSHI

JAPANESE ATTORNEY-AT-LAW

TEL 03 (TOKYO) - 3212-1628

FAX 03 (TOKYO) - 3201-0390

韓国挺身問題対策協議会

茅 貞 玉 様

池 銀 姫 様

平成6年8月4日

弁護士

鈴木

宏

SUZUKI

HIROSHI

- 1 7月27日付のFAXを受け取りました。新しく「委任状」を作成しましたので、検討して下さい。
- 2 「委任状」は、日本政府に見せることになりますので、「2 委任事項」の(3)の記載は不要です。
- 3 協隊協と日本側弁護団との間で別に「委任契約」を締結し、そのなかに、(3)の記載を挿入したいと思います。
- 4 弁護士は、委任を受けるときは委任者本人に意思を確認するのが原則ですが、私達が事前に委任者である元「慰安婦」の方々にお会いすることは事実上できません。そこで朴元淳弁護士に、「委任状に署名する「慰安婦」の方々全員にお会いして、仲裁裁判を求める意思があることを確認して下さい。」と伝えて下さい。
- 5 豊谷弁護士は、できれば次の方を韓国側弁護団にはいっていただきたいと要請しています。検討して下さい。

① 弁護士 千 正 培
CHUN JUNG BAE

② 弁護士 朴 燦 運
PARK CHAN UN

御連絡をお待ちしております。

委 任 状

私達及び韓国挺身隊問題対策協議会は、オランダ国ハーグにある国際仲裁裁判所の仲裁を受けるため、下記記載の弁護士を代理人と定め、下記の事項を委任します。

1 委任する弁護士

(1) 日本側弁護士

弁護士 藍 谷 邦 雄

弁護士 大 西 幸 男

同 尾 崎 純 理

同 鈴 木 五 十 三

同 鈴 木 宏

同 竹 下 博 徳

同 戸 塚 悦 朗

同 永 野 貴 太 郎

同 柳 川 昭 二

(2) 韓国側弁護士

弁護士 朴 元 淳

弁護士 裴 今 子

同 安 相 云

同 柳 鉉 錫

同 崔 永 道

同 韓 勝 惠

同 李 乾 榮

同 朴 一 在

2 委任事項

(1) 日本政府との間で別紙の仲裁合意を締結するにつき一切の件

(2) 復代理人の選任

平成 6 年 月 日

(住所)

韓国挺身隊問題対策協議会

共同代表

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

(住所)

(氏名)

委 任 契 約 書

韓国挺身隊問題対策協議会（以下「挺身協」という。）と日本側弁護団は次のとおり、委任契約を締結する。

- 1 挺身協は、日本軍「慰安婦」問題について日本政府を相手方としてオランダ国ハーグにある常設仲裁裁判所に国際仲裁を求め、日本側弁護団に、日本政府より仲裁合意（Compromis）を取得することを委任する。
- 2 日本側弁護団は、日本政府との間で最終的に仲裁合意を締結するときは、あらかじめ挺身協にその内容を報告し、挺身協の了承を得なければならない。
- 3 日本側弁護団は、本件について報酬は請求しない。ただし、通信費、交通費等の実費については、必要に応じて挺身協に請求する。
- 4 日本政府との間で仲裁合意を締結したときは、挺身協は新たに設立される国際仲裁弁護団に仲裁手続の代理を委任する。

平成 6 年 月 日

日本側弁護団
代表
